第6章 市民生活

~安全で安心して暮らせるまちをめざして~

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」(標語・絵)最優秀作品

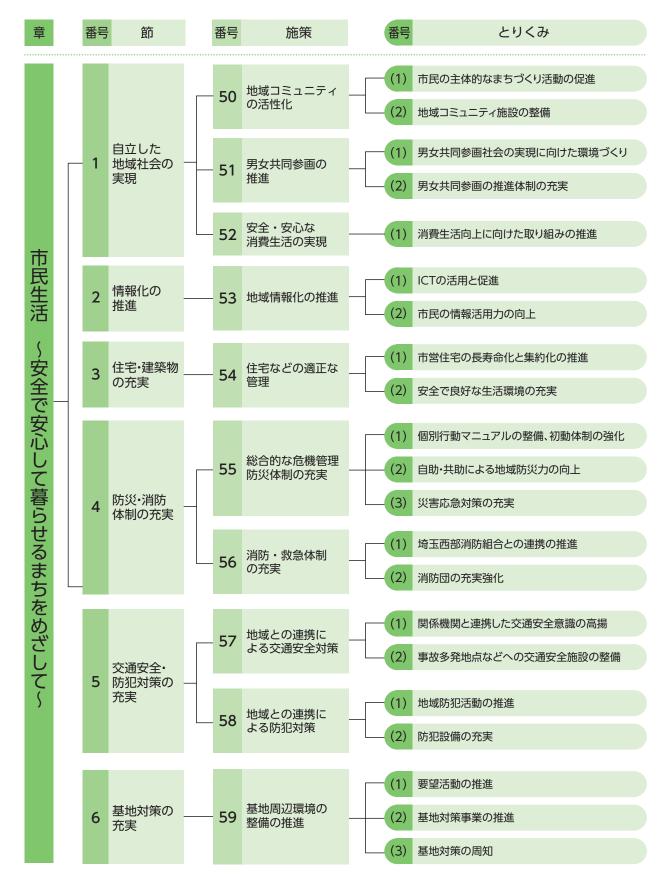


(南小学校6年)

「こころとこことがつながる狭山のまち」

(奥富小3年)

第6章 市民生活 ~安全で安心して暮らせるまちをめざして~



地域コミュニティの活性化

施策の目指す姿

地域の課題を市民自らが考え、解決するなど、地域コミュニティへの参加意識が高まり、地域の特色 を活かしたまちづくりが進んでいます。

施策の現状

個人の価値観の多様化や自治会などへの参加意識の希薄化に伴い、地域コミュニティが衰退傾向にあります。そのため防災、防犯など日常生活の様々な分野で、地域力の向上が求められています。本市と狭山市自治会連合会では、自治会への加入を促進するため、不動産関係の公益社団法人と狭山市における自治会加入促進に関する協定を締結しました。

このようななか、地区センターにおいて、地区まちづくり推進会議を中心に、地域課題の解決に向けた活動や市民参画によるイベントの開催などに積極的に取り組んでいます。また、地域コミュニティの活動拠点となる集会所の改修などに財政的支援を行っています。

施策の課題

●地域のつながりや地域力を向上させるためには、自治会など地域の住民同士が互いに支え合うコミュニティの形成と活動のための環境整備が必要です。

(1)市民の主体的なまちづくり活動の促進

- ●地域住民がお互いに助け合い、地域の様々な課題解決のために取り組んでいる自治会活動を支援するとともに、自治会への加入を促進します。
- ●自治会などと、ボランティア団体や市民活動団体との連携による地域コミュニティの形成を促進します。
- ●地域での住民同士のつながりを強化し、地域の課題を解決するため、地区まちづくり推進会議を中心として、まちづくりに主体的に取り組む市民の育成や地域の特色を活かしたまちづくり活動を促進します。

(2)地域コミュニティ施設の整備

●集会所の改修、借り上げ、建設などへの助成を行い、地域コミュニティの活動拠点を整備します。

施策の成果目標

項目	実績値 平成 26年度	目標値 平成 32年度
自治会加入率(自治会加入世帯数÷住民基本台帳世帯数、4月1日時点)	74%	75%

- ●地域コミュニティの活性化のため、地域の活動に取り組みましょう。
- ●自治会などの活動へ積極的に参加しましょう。
- ●地域の集会所を有効に利用しましょう。

男女共同参画の推進

施策の目指す姿

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分発揮することができる環境づくりが進んでいます。

施策の現状

本市では、平成27年6月に「狭山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画センターを中心に男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、時代とともに変わりつつあるものの、依然として残っており、いまだ多くの課題を抱えています。

また、人権侵害行為である配偶者などからの暴力 (DV:ドメスティック・バイオレンス) については、相談件数が増加傾向にあります。

施策の課題

●男女が対等なパートナーとして、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- ●男女が認め合い、互いの人権を尊重するための啓発活動を推進します。
- ●男女が支え合い、仕事も家庭もともに担う環境づくりに取り組みます。
- ●DVなどを防止する啓発活動や相談支援体制の充実に向けて取り組みます。

(2)男女共同参画の推進体制の充実

- ■国や県などの関係機関との連携を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の充実に取り組みます。
- ●女性があらゆる分野の政策決定過程から参画できる機会を拡充します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
块 口 	平成 26年度	平成 32年度
審議会などにおける女性委員の割合 (4月1日時点)	30.9%	35.0%
男女共同参画セミナーや講座などへの参加者数	351人	700人

- ●家庭や職場における男女の固定的な役割分担を見直しましょう。
- ●事業者は男女共同参画の推進に努めましょう。

安全・安心な消費生活の実現

施策の目指す姿

商品やサービスなどに関する適切な情報の提供や商品購入・契約トラブル、架空請求などに関する的 確な助言・指導により、安全で健全な消費活動が実践されています。

施策の現状

情報化社会の進展により、消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費生活の利便性が高 まる一方で、悪質商法はさらに巧妙化するなど消費者から寄せられる相談内容は、日々、複雑さを増 しています。本市では、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談にあたるとともに、法律的 な対応が必要な場合は、弁護士による相談を実施しています。

また、消費者被害を未然に防止するため、広報紙やホームページなどを活用した情報提供を行う とともに、消費生活講演会やくらしの移動教室の開催、狭山市消費者団体連絡会による講演会を開 催し、消費者の意識啓発や情報提供に取り組んでいます。

施策の課題

●複雑多様化する消費者被害を未然に防止するため、適切な情報提供を行うとともに、消費者の意 識啓発に努め、併せて被害にあった消費者に対する権利や利益を擁護することが必要です。

(1)消費生活向上に向けた取り組みの推進

- ●消費者が的確な判断ができるよう、様々な商品やサービスに関する情報を迅速に提供します。
- ●複雑多様化する消費者被害に適切に対応するとともに、消費者の権利や利益を擁護するため、専門の相談員による消費生活相談を推進します。
- ●若年者から高齢者までの幅広い層に対応した講座や講演会を開催し、消費者トラブルに関する 新しい情報や対処方法を周知するなど、消費生活に関する啓発活動に取り組みます。
- ●市民の消費生活に関する知識が深まるよう、消費生活に係わる問題などに自主的に取り組む消費者団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
块 口	平成 26年度	平成 32年度
相談事案の救済率(救済件数÷相談受付件数)	98.4%	100%

- ●消費者被害を未然に防止するため消費生活・商品販売に関する知識の向上に努めましょう。
- ●消費者団体は、消費生活に関する講座や講演会などを開催し、消費者の意識啓発に努めましょう。
- ●消費者トラブルに巻き込まれたら、関係機関に相談しましょう。

地域情報化の推進

施策の目指す姿

様々な分野における ICT *の有効活用が進み、双方向性を備えたプッシュ型の情報提供*が行われることにより、市民の利便性が向上しています。

施策の現状

本市では、情報化基本計画に基づき、ICTの利点を最大限に活用し、市民の利便性の向上及び効率的な行政運営、地域情報化の推進に取り組んでいます。

市民の利便性の向上のための電子化の推進については、公共施設予約システムや埼玉県及び県内の市町村が、共同で構築した電子申請・届出サービスを運用しており、インターネットを利用した公共施設の予約や住民票の請求や水道使用開始届など、様々な行政サービスの申請手続きを自宅や出先から行うことができます。また、これらのシステムを市民が安心して利用できるよう、情報セキュリティ対策を進めるとともに、さらなる市民の利便性の向上に取り組んでいます。

狭山市駅西口地区公益施設の開設を契機に、双方向性を備えた情報伝達媒体のさやまルシェ*を 構築し、市民生活に関する行政情報や地域情報を発信しています。

施策の課題

●地域情報化を推進するため、情報セキュリティ対策を強化し、市民が利用できるシステムの構築 及び充実に努めるとともに、より利便性の高い情報を適切に提供することが必要です。

[※] ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

[※]プッシュ型情報提供とは

受け手の意思に関係なく情報を自動的に提供すること。ブッシュ型の反対語として、受け手の意思で選択的に情報を取りにいくブル型情報提供がある。

[※]市民交流促進総合ポータルサイト(さやまルシェ)とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

(1)ICT の活用と促進

- ●市民が利用できる統合型 GIS *の構築やモバイルサイトの充実に向け、基盤となる情報システムの整備に取り組み、市民の利便性の向上に努めます。
- ●さやまルシェで扱う地域情報を充実させるとともに、ICTを活用した情報連携を進め、地域の活性化の推進に取り組みます。

(2)市民の情報活用力の向上

●市民が電子自治体の目的と効果を理解し、各種情報サービスを正しく利用できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに情報活用力の向上に努めます。

施策の成果目標

TE 0	実績値	目標値
項目	平成 26年度	平成 32年度
さやまルシェの閲覧件数	58,529件/月	100,000件/月

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

●地域の情報を積極的に提供しましょう。

住宅などの適正な管理

施策の目指す姿

狭山市市営住宅長寿命化計画による市営住宅の適正な管理、また、民間建築物の耐震化や有害な建築 材料の問題への対策などにより、安全な建築物が増加し、災害への備えが進んでいます。

施策の現状

本市の市営住宅は18団地あり、その内の3団地(上諏訪・鵜ノ木・榎)については、市営住宅鵜ノ木団地建替事業として集約建替えを進めています。また、残り15団地については、平成26年度より狭山市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な改善事業を行うことで建物の適正な管理に努めるとともに、市営住宅の管理代行制度*の導入を進めています。

現在、耐震化率は、民間住宅が約75%、病院、店舗などの多数の方が利用する一定規模以上の建築物*が約85%であり、耐震化促進のために無料相談会や補助制度について周知を行うとともに、民間建築物の有害物質対策を促進しています。また、適切な維持管理を行っていない建築物の所有者などに対しては、助言、指導を行い、安全で安心な建築物の形成に取り組んでいます。

施策の課題

●市営住宅の適正な管理を推進するとともに、安全で良好な生活環境を保全するため、民間建築物の耐震化や有害物質対策を促進することが必要です。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 1 4条第 1 号に掲げる、階数 3以上かつ延床面積 1,000㎡以上の病院、店舗や、階数 2以上かつ延床面積 1,000㎡以上の社会福祉施設などの建築物のこと。

[※]管理代行制度とは

公営住宅法に定められた制度で、地方住宅供給公社などが地方公共団体の同意を得て、公営住宅の管理を代わって行うもの。単なる事務委託ではなく市の立場を代行するもので、入居者の募集・決定、入居者の承継・同居者の承認、高額所得者への明渡し請求、模様替え・増築の承認、入居者に収入状況報告請求などを行うことができるもの。

[※]多数の方が利用する一定規模以上の建築物とは

(1) 市営住宅の長寿命化と集約化の推進

- ●狭山市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な改善事業を推進し、市営住宅の耐久性の向上と 良好な住環境の整備に取り組みます。
- ●借上型住宅の導入などによる市営住宅の集約化の検討を進めるとともに、埼玉県に対し新たな 県営住宅の整備を要請します。

(2)安全で良好な生活環境の充実

- ●耐震不足の民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物については、補助制度の活用などにより、耐震化を促進し、大規模災害による建物の倒壊などの被害の軽減に努めます。
- ●民間建築物の有害物質対策を促進し、安全で良好な生活環境の保全に努めます。
- ●建築物の適切な維持管理のための建築物等定期報告制度*などについて周知し、安全で安心な 建築物になるよう改善指導を行います。

施策の成果目標

百日	実績値	目標値
項目	平成 26年度	平成 32年度
狭山市市営住宅長寿命化計画に基づく改善事業 の進捗率(累計)	7%	58%
民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の 建築物の耐震化率(累計)	75%	95%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ●民間建築物の耐震化への理解を深め、耐震診断や耐震改修工事などに積極的に取り組みましょう。
- ●民間建築物から有害物質を除去しましょう

建築基準法で定められている制度で、危険を未然に防止するために建築物、建築設備及び昇降機などについて、適切な維持管理がされているかどうかを専門家の 目で調査または検査を行うこと。

[※]建築物等定期報告制度とは

総合的な危機管理防災体制の充実

施策の目指す姿

複雑多様化する災害や危機に対応した総合的な危機管理防災体制が整備され、災害や不測の事態が発生した時に迅速かつ的確な対応が図られ、市民生活の安全が確保されています。

施策の現状

様々な災害に対応するため、各避難所の整備や備蓄品の安定確保に努め、市民、行政、事業所、地域などによる主体的な防災体制の整備が求められています。

また、市民生活を脅かす事態への対策として、危機管理体制の整備・強化の重要性が増しています。 本市では、災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を 進めるとともに、備蓄品を確保し避難所となる施設や防災設備の適切な維持管理を行っています。

また、地域の支援者、福祉関係事業者、市などの協働により、災害時要援護者*に対応した避難体制などの整備に取り組んでいます。

一方、市民生活を脅かす事態に備え、「国民保護に関する狭山市計画」*を策定し、様々な危機に迅速に対応ができるよう危機管理体制の充実に取り組んでいます。

施策の課題

●複雑多様化する災害や市民生活を脅かす事態に迅速かつ的確に対応するため、地域防災力の向上 と総合的な危機管理防災体制の強化が必要です。

国が定めた国民の保護に関する基本指針及び県計画に基づき、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、市民の安全な避難や救援、武力攻撃災害の最小化などの措置が取れるよう、狭山市国民保護協議会が作成する計画のこと。

[※]災害時要援護者とは

一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に自力で避難することが困難な方のこと。

[※]国民保護に関する狭山市計画とは

(1) 個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化

●地域防災計画*、業務継続計画*、国民保護計画に基づく個別行動マニュアルを整備するとともに、PDCAマネジメントサイクルに基づいた見直しを随時行い、各種訓練を実施し、自主防災組織や関係防災機関・各種関係団体などとの連携を強化します。また、災害時における初動体制の強化に取り組むとともに、自衛隊や警察との協力体制を強固なものとし、総合的な危機管理防災体制の構築を推進します。

(2)自助・共助による地域防災力の向上

- ●自治会組織などを基本とした自助・共助による地域防災力の向上に努め、災害時要援護者避難 支援体制の強化を推進します。
- ●市全域にわたり自主防災組織を育成し、災害用資機材の配備を充実するとともに、自主防災組織の連合体を構築し、地域全体での被害の拡大を防ぎます。

(3) 災害応急対策の充実

- ●災害時の物資や資機材の備蓄を拡充させるとともに、老朽化した防災備蓄倉庫の更新や防災行政無線設備、災害用給水設備などの維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実に取り組みます。
- ●災害時に避難所となる学校などにおいて、太陽光発電設備を設置することで、災害発生時にお ける緊急電力を確保し、避難所機能などを強化します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
項 目	平成 26年度	平成 32年度
災害時要援護者の避難支援体制づくりに関する 協定件数(累計)	24件	100件
自治会における自主防災組織の結成率 (自主防災組織数÷自治会数、累計)	77.9%	92.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ●地域防災リーダーを育成し、地域防災力を強化しましょう。
- ●平常時から災害や危機に備えるとともに、非常時には自ら行動できるようにしましょう。

※地域防災計画とは

災害対策基本法第 42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など(地震、風水害など)に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に 食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。

※業務継続計画とは

災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

消防・救急体制の充実

施策の目指す姿

市民の生命、身体、財産を守るため、埼玉西部消防組合との連携と消防団の充実強化が図られ、複雑多様化する災害などへの対応が迅速かつ的確に行われています。

施策の現状

平成25年4月、所沢市・飯能市・入間市・日高市と本市の5市で、消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤強化を進めるため、埼玉西部消防組合を設立し、消防を広域化しました。

同組合では、構成する自治体の消防・救急業務を行っており、市内には狭山消防署及び3つの分署が設置されています。本市では、同組合との連携を推進するとともに消防・救急業務が円滑に遂行できるよう支援しています。

また、東日本大震災後も各地で甚大な災害が発生しており、地域防災力の向上の観点から消防団を充実強化することが重要となっています。

施策の課題

●市民の生命・身体・財産の保護及び複雑多様化する災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼 玉西部消防組合との連携を強化するとともに、地域の防災体制を充実強化することが必要です。

(1) 埼玉西部消防組合との連携の推進

●市民の生命・身体・財産の保護及び様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部 消防組合との連携を推進するとともに、消防・救急業務が円滑に遂行できるよう支援します。

(2)消防団の充実強化

- ●様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を目指します。
- ●地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置 及び計画的な整備を推進します。

施策の成果目標

百口	実績値	目標値
項目	平成 26年度	平成 32年度
消防団員数(4月1日時点)	311人	333人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

●消防団への入団や活動への支援により、地域の防災力を向上させましょう。

地域との連携による交通安全対策

施策の目指す姿

市民一人一人が交通ルールとマナーを遵守し、また、交通安全施設の適切な整備により、市内の交通事故が減少しています。

施策の現状

市内での交通事故(物件・人身、死亡)の総件数は、減少傾向にありますが、交通事故全体に占める自転車事故の割合は高く、交通事故死亡者の割合をみると高齢者の割合が高くなっています。そのため、高齢者や各幼稚園・小中学校など年齢層に応じた交通安全教室や街頭啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚に努めています。

また、関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携し、交通事故の防止活動を推進するとともに、ゾーン 30*に指定された区域内における歩行者などの安全対策に取り組んでいます。

交通安全施設については、交通の安全を確保するための路面標示、道路反射鏡及び道路照明灯などの整備を計画的に進めています。

施策の課題

●交通事故の発生を防ぐため、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めることが必要です。

[※]ゾーン30とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域 (ゾーン) を定めて最高速度 30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。

(1)関係機関と連携した交通安全意識の高揚

- ●交通事故から身を守るため、幼児から高齢者までの年齢層に応じて、警察や学校、自治会など と連携して自転車の安全利用を含む交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。
- ●関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携して交通事故の防止活動を推進します。

(2)事故多発地点などへの交通安全施設の整備

●交通の安全を確保するため、事故多発地点や危険箇所に、道路反射鏡、道路照明灯、路面標示などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、老朽化した交通安全施設の維持管理及び更新を計画的に実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
市内で発生した人身事故件数	654人 (平成 26年 1月から 12月の合計)	554人 (平成 32年 1月から 12月の合計)

- ●交通安全の意識を持ち、地域の交通安全活動へ積極的に参加しましょう。
- ●交通安全施設や道路などの破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

地域との連携による防犯対策

施策の目指す姿

市民、警察、関係団体と連携した地域ぐるみの防犯活動の実施や防犯設備の充実により、市民の防犯意識が高まるとともに、市内での犯罪の発生が減少しています。

施策の現状

本市では、犯罪発生件数は減少傾向にありますが、社会経済情勢の変化に伴い、犯罪の手口や種類が多様化する傾向にあるため、地域防犯パトロールなどの防犯活動を実施するとともに、ICT*を活用して防犯に関する情報提供を行い、市民の防犯意識の高揚に努めています。

特に、安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携して、防犯に関する意識の啓発や防犯活動に取り組んでいます。また、自主防犯組織として「地域防犯ネットワーク (APOC: アポック)」*が組織され、地域で活発な防犯活動が展開されています。

また、夜間の犯罪発生を防止するため、防犯灯の整備を進めています。

施策の課題

●安全で住み良い地域環境を確保するため、地域ぐるみの防犯活動の実施と防犯設備の整備を進めることが必要です。

[※] ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

[※]地域防犯ネットワーク(アポック: Area Prevention Of Crime)とは 自治会、学校、PTA、子ども 110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

(1)地域防犯活動の推進

- ●安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携した防犯活動の実施や ICT を活用した防犯に関する情報提供を行うことにより、市民の防犯意識の高揚と防犯体制の 強化に取り組みます。
- ●アポックを中心とした、地域住民や事業者による自主的な防犯活動を支援します。また、小学生の下校の際には、通学路での青色回転灯装着車両によるパトロールや地域と連携した見守りを実施します。

(2)防犯設備の充実

- ●犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、地域からの要望箇所や危険性の高い箇所に防犯灯を整備し、視認性の向上に取り組みます。
- ●防犯灯の LED 化と適正な維持管理を推進します。

施策の成果目標

75 C	実績値	目標値
項 目	平成 26年度	平成 32年度
市内の犯罪率 (人口 1,000人あたりの刑法犯認知件数)	9.6件 (平成 26年 1月から 12月の合計)	8.6件 (平成 32年 1月から 12月の合計)

- ●日頃から防犯意識を持ち、地域の防犯活動へ参加しましょう。
- ●防犯設備の破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

基地周辺環境の整備の推進

施策の目指す姿

基地に起因する騒音などへの対策により障害が軽減されるとともに、周辺の生活環境が適切に整備され、基地周辺で暮らす市民が安心かつ安定した生活を過ごしています。

施策の現状

本市では、航空機などによる障害について、国や入間基地に対し、その解消、軽減のための対策を実施するよう要望しています。また、国の補助事業を活用し、小中学校などの防音・空調工事や道路や消防・防災施設などの整備を実施しており、基地に起因する障害の軽減対策を推進しています。なお、これらの事業に関する情報は、公式ホームページなどに掲載し、市民に周知しています。

施策の課題

●基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上に取り組むことが必要です。また、市民の要望を国や基地に伝えるとともに、基地対策に関する市民の理解を深めていくことが必要です。

(1)要望活動の推進

- ●航空機の離発着回数の削減や安全飛行の徹底、基地の運用に関する十分な情報提供などについて、国や基地に要望します。
- ●住宅防音工事の対象区域の拡大や工事内容の拡充、補助事業の対象範囲の拡大、補助金の増額 などについて、様々な機会を捉え、国に要望します。

(2)基地対策事業の推進

- ●公共施設における防音対策が維持できるよう、計画的に施設などの更新を行います。
- ●基地周辺の住民の生活環境の向上に取り組みます。
- ●道路や消防・防災施設などの整備を推進します。
- ●基地に起因する障害を解消するため、関係機関と協議し周辺住民の生活環境の改善に取り組みます。

(3)基地対策の周知

●周辺住民が安心して生活できるよう、引き続き、基地に起因する障害やその防止対策、国の補助事業などの情報を、公式ホームページなどで周知します。

施策の成果目標

項目	実績値 平成 26年度	目標値 平成 32年度
国の関係諸機関への要望活動回数	6回	8回

- ●基地対策上の防音工事などを有効に活用しましょう。
- ●基地の存在や役割と基地対策について関心を持ちましょう。